委員会発案第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年6月28日提出

由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一 様

提出者 由利本荘市議会総務常任委員会 委員長 湊 貴 信

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・ 介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減 少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した 防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方 財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に、「トップランナー 方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政 全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」 とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交 付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

こうしたことを踏まえ、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活 困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障 ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確

に行うこと。

- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して 経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の 終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など の対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に 過度に依存しないものとし、対象国税4税(所得税・法人税・酒税・消費税)に対す る法定率の引き上げを行うこと。
- 7 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

平成30年6月 日

内閣総理大臣 様 内閣官房長官 様 内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 様 内閣府特命担当大臣(地方創生 規制改革) 様 総務大臣 様 財務大臣 様 経済産業大臣 様

委員会発案第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を図るための、 平成31年度政府予算に係る意見書の提出について

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を図るための、平成31年度政府予算に係る意見書(案)を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年6月28日提出

由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会 委員長 三 浦 晃

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を図るための、 平成31年度政府予算に係る意見書(案)

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、平成30年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっている。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、明日の日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるために長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子供に教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところである。

子供の学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

平成31年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定 に基づき意見書を提出する。

記

- 1. 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2分の1に復元すること。

平成30年6月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣 様

総務大臣様

財務大臣様

文部科学大臣 様

委員会発案第3号

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書 の提出について

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書(案)を、 地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、 別紙のとおり提出します。

平成30年6月28日提出

由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会 委員長 三 浦 晃

(別紙)

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充求める意見書(案)

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた。一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源の確保や人員(行政職員・消費生活相談員)措置、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置が進まない等の課題が残されている。

こうした中、平成30年度予算に向けて、地方から国に対して60億円を超える地方消費者 行政推進交付金の要求をしてきている。ところが、平成30年度予算案によれば、2つの交 付金を合わせて24億円という結果となり、地方公共団体の要請に国が全く応えられていな い結果となっている。国による交付金措置が後退することにより、消費生活相談体制の維 持など消費者行政が後退していく懸念がある。

消費者庁には地方支分部局がないこともあいまって、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政も進まないことも懸念される。

よって、国におかれては、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置を初め、以下のことを対応されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

- 1. 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
- 2. 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3. 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をPIO-NETに登録したり、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

平成30年6月 日

衆議院議長 様参議院議長 様

内閣総理大臣 様 内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全) 様

秋田県由利本荘市議会議長 渡 部 聖 一